

令和7年6月18日開会

令和7年6月18日閉会

第797回湯川村農業委員会
定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 7 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 7 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 定 例 総 会 を 令 和 7 年 6 月 1 8 日 湯 川 村 役 場 に 召 集 し た。

1. 出席農業委員（8人）・出席推進委員（6人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠 一 郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（0人）・欠席推進委員（1人）

9 番 鈴 木 明 美

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

議案第 1 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

議 長 おはようございます。梅雨に入った割には毎日暑さで草刈り等大変な思いをしているのではないかと思います。これからまた 3、4 ヶ月が暑い盛りで、草刈り・水の管理と大変な作業が残っておりますが、どうか自分の身体の方も管理していただいて、熱中症にならないように注意をして農作業に励んでいただきたいと思います。昨日から議会が始まりました。私と事務局長は出席なのですが、今日私は定例会で、事務局長は議会の方に出席しているため、定例会は欠席となっておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員については、9 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は成立しております。

議 長 只今より第 7 9 7 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議 長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今3番委員から「会期を本日1日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長 日程第2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に7番委員と8番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第4、議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい
て、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2ページにより、議案第15号を朗読。続けて3ページ以降を別紙により
説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。4月定例総会にて審議した農地
転用案件の残りの農地部分の売買となります。譲渡人については、
の
の
さん、譲受人は
の
さんです。申請地は大字
の畑1筆で分筆後の面積は
㎡です。既に登記も済んでおり
ます。申請内容及び契約内容ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土
地の引き渡し時期は、許可の日です。参考として10aあたりの対価を記載して
おります。世帯員の農作業従事者の状況は男性2名、女性2名のうち農業専従者
3名、農業補助者1名であります。譲受人の経営農地はありませんが、今後同
居を予定しております義理の父母は
で農地を借りて農業を営んでい
らっしゃいます。田は約
㎡、畑は
㎡になす・キュウリ・トマト・ア
スパラなどの自家消費野菜を作付けし、遊休農地もなく、管理耕作されており、
効率的に農地を利用しているとのことです。湯川村への移住後、
の農
地についてどのようにするか確認しましたところ、詳細は決まっていな
いよう
でしたが、しばらくは通いながら耕作するとのことです。譲受人は、農作業経
験は5年程度であります。農作業経験が約30年ある義理の父母とともに常
時従事することが見込まれます。また、義理の父母の農業機械の所有状況で
すが、耕運機1台、軽トラック1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン
1台、乾燥機1台を所有しております。申請地の場所につきましては、4ペ
ージに位置図、5ページには公図、6ページには地積図を添付しており赤色の枠
の部分でございます。隣接する
は先日転用した譲受人の宅地
でございます。

議案第15号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地

法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんでした。説明は以上です。

議長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。
7番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はございませんか。

議長 ないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

13番委員 議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しないので許可したいと思います。

議長 これより、議案第15号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を採決いたします。

議長 議案第15号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第797回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第15号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和7年6月18日午前9時12分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年7月18日

湯川村農業委員会

会 長

7 番 委 員

8 番 委 員